

千葉県産業支援技術研究所は、県の公設試験研究機関として、中小企業や新規創業を目指す企業の技術的課題に対し、そのニーズに応えるための技術相談、依頼試験、機器貸出、受託研究、人材育成・技術情報の提供など様々な支援を行っている。

また、情報通信分野においては、電子機器に関する試験研究及び調査、情報化技術に関する支援等を行っている。

②公益財団法人千葉県産業振興センター

公益財団法人千葉県産業振興センターは、産業技術の中小企業の経営革新等に関する諸事業を総合的かつ効果的に推進し、商工業の高度化と新たな産業の創出・発展を総合的に支援している。

また、中小企業の中核的支援機関として、経営基盤強化や地域活性化支援等、中小企業の様々なニーズに応じ、きめ細かく支援している。

更には、経営・創業・金融・技術・IT等に関する一体的な相談窓口としての「チャレンジ企業支援センター」に加え、「千葉県よろず支援拠点」を設置することで、経営支援機能を充実させ、起業・創業を促進するとともに、プロフェッショナル人材の雇用を通じた経営改善や、地域資源を活用した新たな事業にチャレンジする中小企業に対し、総合的な支援を進めている。

加えて、産学官の交流を軸として、県内中小企業の技術力の向上、研究開発の支援、活動拠点の提供、ベンチャー企業の育成等を行うなど、インキュベーション施設を活用した各種支援を推進している。

③酒々井町商工会

酒々井町商工会は、商工会法に基づき経済産業大臣の認可を受けて設立された経済団体で、地区内の商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資するなど広い範囲の事業活動をしており、令和7年3月末時点で、酒々井町商工会の会員企業数は約240社となっている。

また、各種情報提供や相談業務、経営発達支援を行うなど、従来より、本町と連携して事業者支援、創業予定者支援を行っている。地域経済牽引促進事業については、事業者並びに関連事業者への情報提供や相談業務などを実施する。

④株式会社千葉銀行

千葉県内を主要な営業基盤とする地方銀行であり、地方銀行トップクラスの資産規模及び収益力を有し、県内に100店舗以上、また酒々井町内にも支店を有している。近年では、事業性評価に基づく取引先企業の本業支援や自治体との連携を図りつつ、地域創生の取り組みを一層強化することで地域密着型金融を実践し、地域の経済活性化などに貢献している。

また、地域経済牽引促進事業については、事業者並びに関連事業者向けアドバイザー業務を活用するなど、支援を行うとともに、融資取り組み後も、事業の進捗に応じた支援を継続して行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

千葉県では、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、快適な環境の実現を図っていくため、平成7年3月に「千葉県環境基本条例」を制定した。本条例は環境基本法との整合を図り、環境の保全に係る基本理念を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を示したものである。

また、本条例の基本理念を実現するための計画として、平成8年に「千葉県環境基本計画」を策定し、この計画に基づいて各種施策を推進してきた。しかしながら、地球温暖化防止など地球環境全体の持続性に関わる問題への取組が緊急性を増し、環境を取り巻く状況が大きく変化したことから、平成20年に第二次計画を策定した。更に、平成27年には、東日本大震災に起因する新たな環境問題に対応するため、第二次計画を一部改訂した。また、本県における環境問題に適切に対応し、本県の豊かで美しい自然環境を将来に引き継いでいくとともに、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指していくために、平成31年に第三次計画を策定した。

本町においては、平成29年6月に、環境の保全について基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めた「酒々井町環境基本条例」を制定した。令和3年9月には、本条例の理念にのっとり、「酒々井町環境保全条例」を制定し、令和5年3月には「酒々井町地球温暖化対策実行計画」を策定し、近年の社会経済活動の変化による新たな環境課題に応じた環境の保全に関する施策を、町民、事業者、行政の三者一体となって、総合的かつ計画的に推進しているところである。

本促進区域には、鳥獣保護管理法に規定する県指定猟銃使用禁止区域（酒々井町南東部）、千葉県立自然公園条例に規定する県立印旛手賀沼自然公園の一部区域を含むものであるため、これらの環境保全上重要な区域及びこれらの近接している区域での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合には、千葉県や本町の自然環境部局をはじめとする関係機関と十分な調整を図りつつ、専門家の指導や助言を踏まえて、自然環境に重大な影響がないよう十分に配慮して行う。（25項記載の別記のとおり）

(2) 安全な住民生活の保全

千葉県においては、安全で安心なまちづくりを促進するため、平成16年10月から「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」を施行し、県、市町村、県民及び事業者等が協働・連携して、犯罪の機会を減少させるための環境整備及び県民等の自主防犯活動に関する施策を総合的に推進するとともに、平成16年11月には、「道路等」、「住宅」、「学校等」、「被害者等支援」に関する4つの指針を策定し、各種取組を推進している。

地域経済牽引事業の促進に当たっては、犯罪の防止並びに地域の安全と平穏の確保に配慮することが重要であることから、本条例の趣旨を勘案し、引き続き安全な住民生活の保全に取り組む。

①防犯対策の推進

本町では、町民生活の安全を確保し、安全で安心なまちづくりを推進するため、平成 19 年 9 月に、町民等の生活の安全を確保するために必要な基本理念を定め、町、町民等及び事業者の役割を明確にするとともに、「安全安心まちづくり」を推進するための基本となる事項を定めた「酒々井町安全安心まちづくり条例」を制定した。

本条例の趣旨を勘案して、地域経済牽引事業の実施にあたっては、地域住民と行政との連携により防犯意識の高揚を図り、地域住民の防犯活動等を推進するため、酒々井町駅前交流センターと酒々井町くらし安全協働課危機管理室と連携して、「安全安心まちづくり」を継続・推進する。

②交通安全対策の推進

本町では、平成 9 年 9 月に「酒々井町交通安全対策会議条例」を制定して交通安全計画の作成及び計画実施を推進し、平成 26 年 8 月には、酒々井町交通安全対策連絡協議会が「酒々井町通学路交通安全プログラム」を策定し、以降、「合同点検箇所 対策一覧表」を作成して交通安全対策を進めてきた。

これらの酒々井町交通安全対策の趣旨を勘案して、地域経済牽引事業の実施にあたっては、交通安全パトロールや交通安全教室等の実施などにより、地域住民の交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、自転車ルールの周知、飲酒運転根絶気運の醸成、高齢運転者の交通事故防止に向けた支援を行う。

③警察署をはじめとする関係機関・団体との連絡体制の構築

犯罪又は事故を防止するため、警察署や各道路管理者その他関係機関との発生時における管轄警察署等への連絡体制を整備する。

(3) その他

①PDCA体制の整備等

毎年 1 回、年度末から年度当初の時期を目安に千葉県・酒々井町及び地域経済牽引支援機関で、基本計画及び承認地域経済牽引事業計画の効果の検証と事業の見直し等に関する協議を行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整に関する基本的な事項

(1) 総論

(農地及び市街化調整区域の範囲)

本重点促進区域の区域内には農地が含まれており、かつ、全域が市街化調整区域であるため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

◆重点促進区域地番一覧

- ・農地：別表 1 参照
- ・市街化調整区域：別表 1 参照

(区域内における公共施設整備状況)

本重点促進区域は、南側で国道 51 号に接し、北側で成田市道宗吾・七栄線に接しており、区域内に新たな道路を整備する計画はない。

また、現状が主に山林であることから、区域内に上下水道、電気、ガス等のインフラは整備されておらず、地域経済牽引事業の実施において公共施設の整備が必要な場合は、地域経済牽引事業を実施する事業者がこれを行うものとする。

(区域内の遊休地等の状況等)

重点促進区域の区域内に、遊休地等は存在しない。

(他の計画との調和等)

酒々井町 まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期 2022年改定)において、基本目標1の「潤う地域をつくとともに、安心して働ける酒々井づくり」、施策1「魅力ある雇用の場づくりの推進」において、産業系としてポテンシャルが高いと考えられる市街化調整区域について、その有効活用に向けた計画的な土地利用への誘導が記載されている。

酒々井町都市計画マスタープランでは、本重点促進区域が含まれる「北部地域」のまちづくり方針を「駅周辺の趣きと利便性 周辺環境が調和した活力を育むまち」とし、本重点促進区域が含まれる「産業誘導エリア」について、新たな土地利用の展開として「国道 51 号の広域ネットワークを活かした産業誘導エリアにおける産業立地の促進」が記載されており、本重点促進区域の計画との整合、調和が図られている。

千葉県農業振興地域整備基本方針(令和5年6月策定)では、非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、「農用地区域以外に代替する土地がなく、農業上の効率的かつ総合的な利用や地域の担い手への農地の集積・集約に支障を及ぼさないことを基本とする。また、地域未来投資促進法に基づく基本計画等市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする」と示されている。

本重点促進区域は、酒々井町農業振興地域整備計画の土地利用区分の方向として挙げられている、農用地区域の設定方針における(ア)から(エ)には該当しないものである。このことから、農用地区域には該当しないため、本方針との整合性は図られている。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うものとする。

①農用地区域外での開発を優先すること

本町「北部地域」の「産業誘導エリア」は市街化調整区域にあることから、市街化区域への優先的な土地利用調整区域の設定なし。

なお、本区域には農振法に規定する農用地区域及び第1種農地は無い。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備することにより、集团的農地の中央部に他の用途の土地が介在して高性能機械による営農の支障となり、小規模の開発行為がまとまりなく行われることで農業生産基盤整備事業や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進に支障を来すような事態が生じないようにする。

また、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の区域内に他の用途の土地が介在することで、地域計画に定められた生産振興・産地形成や、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の達成に支障が生じるなど、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用を阻害する事態が生じないようにする。

③面積規模が最小限であること

重点促進区域への供給が見込まれる電源容量から想定される事業者の立地ニーズを踏まえた必要最小限に面積を設定する。

④面的調整（区画整理、農用地の造成）を実施した地域を含めないこと

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、土地利用調整区域に含めない。

⑤農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないこと

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項（同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定により行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。

また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても、土地利用調整区域に含めないこと。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めない。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

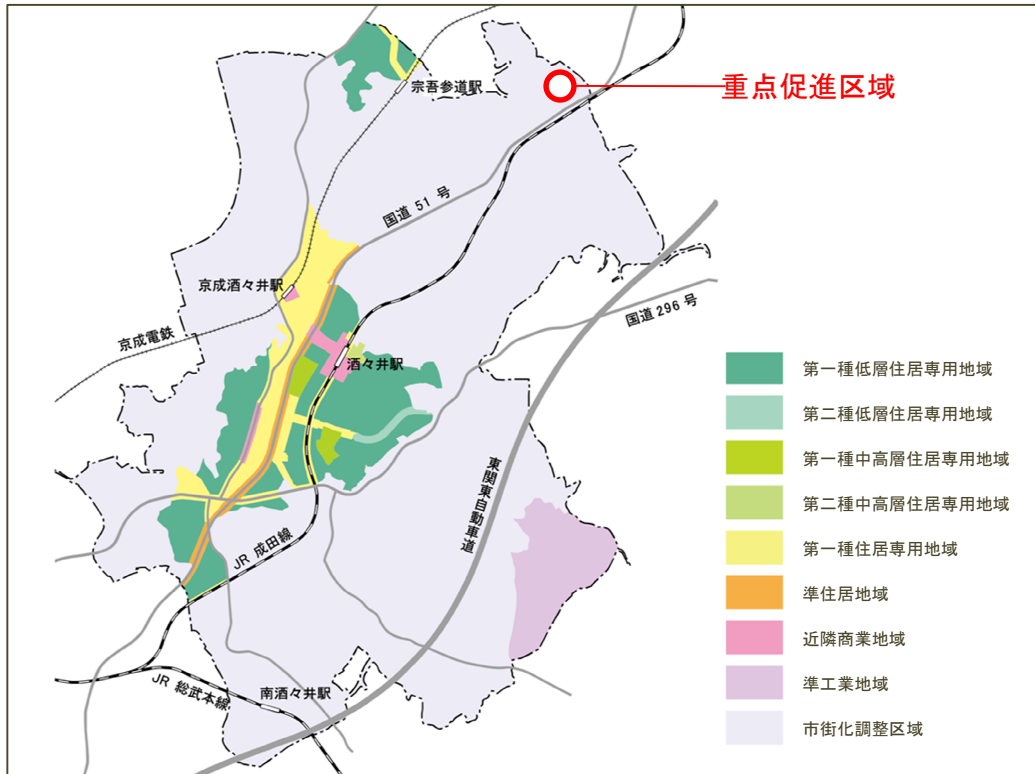
本重点促進区域は全区域が市街化調整区域となっている。

本町における住居用途系以外の市街化区域はすでに土地活用されており、市街化区域における大規模事業系の開発は困難な状況にある。

【酒々井町都市計画マスタープラン（2024 年）との調和】

本重点促進区域は、酒々井町都市計画マスタープラン「将来土地利用方針図」では産業誘導エリアに位置付け、土地利用に関する基本方針では産業誘導エリアについて「地区計画制度の活用などによる多様な産業施設が立地する産業用地の形成」を記載しており、酒々井町都市計画マスタープランと整合・調和が図られている。

◆酒々井町用途地域指定状況



【市街化調整区域において行う必然性・必要性】

本重点促進区域は、国道 51 号に接道し、北に約 1 キロメートル、西に約 1.2 キロメートルに京成電鉄京成本線の駅もあることから、新たな企業誘致に適切な立地条件を備えている。

本重点促進区域は、ほぼ全域が標高 30 メートル以上の台地にあり、千葉県域の活断層から約 20 キロメートル離れ、河川による洪水浸水想定区域からも離れ、液状化危険度もなく、更に、通信遅延や災害時の断線リスクが少ない。

本重点促進区域西側および北側には東京電力パワーグリッド株式会社の 66 キロボルト高圧線があり、重点促進区域から約 5km に位置する本町北総変電所から高圧電力の供給が可能な区域である。

以上により、本重点促進区域はデータセンターの要求条件を満たす立地条件となっている。

なお、対象施設は「コンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した施設」であり、事業の性質上人の往来が少ないことから、周辺の市街化を促進するおそれはない。

これらのことと、対象施設の用に供する土地の面積が 10 ヘクタール以上となることから、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針第一 ～ (3) ②における (iii) 変電所の近傍に該当するものであるため、市街化調整区域での立地は適当である。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和 13 年度末日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記

千葉県立自然公園条例に規定する県立印旛手賀沼自然公園

